

## 呉市水道局告示第 15 号

平成 22 年度，23 年度及び 24 年度において呉市水道局（以下「局」という。）が発注する物品の売買，借入れ，修繕，製造の請負及び施設管理委託業務等（以下「物品購入等」という。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下これらを「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という）及び資格審査の申請の手続等について，呉市水道局契約規程（昭和 39 年呉市水道局規程第 12 号）第 3 条第 4 項（同規程第 24 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により，次のとおり告示します。

平成 21 年 10 月 30 日

呉市水道企業管理者  
荒井和雄

### 1 入札参加ができない者

次の各号のいずれかに該当する者は，入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) その事業の経営が継続して 1 年に満たない者
- (3) 営業に関し，法令上必要とする資格（許可，認可，登録）を有しない者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに市区町村税の滞納がある者

### 2 入札参加者の資格審査に関する事項

物品購入等に係る業務の入札に参加する者に必要な資格は，次に掲げる事項を総合審査した結果に基づいて定めるものとする。

この場合において，警備業務（機械警備を除く。）については，必要な等級に区分し，これを発注の標準とする予定金額に対応させて定めた資格とする。

- (1) 年平均売上高
- (2) 自己資本額（法人で申請する場合）
- (3) 営業年数
- (4) 従業員数
- (5) 流動比率（法人で申請する場合）
- (6) 品質管理及び品質保証のためのシステム，又は環境管理のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無（呉市内にある営業所等が認証されている場合）
- (7) 障害者雇用の状況
- (8) 局の指名停止等の状況
- (9) 法令違反その他管理者が必要と認める事項

### 3 申請書の提出時期等

- (1) 受付期間

平成 21 年 12 月 1 日から 12 月 25 日まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

(2) 追加受付期間

ア 平成 22 年 8 月 2 日から 8 月 16 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 平成 23 年 2 月 1 日から 2 月 15 日まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

ウ 平成 23 年 8 月 1 日から 8 月 15 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

エ 平成 24 年 2 月 1 日から 2 月 15 日まで（土曜日，日曜日及び祝日を除く。）

オ 平成 24 年 8 月 1 日から 8 月 15 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(4) 提出先

呉市水道局財務課契約係（〒737-0811 呉市西中央 3 丁目 1 番 5 号 呉市水道局 2 階）

なお，受付期間経過後は，管理者が必要とする場合を除き受理しない。

#### 4 申請の方法

申請は，次に掲げる書類（様式は別に定める。）を持参又は郵送により提出して行う。

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 登記事項証明書（申請人が個人の場合は，身分証明書）

(3) 印鑑証明書

(4) 使用印鑑届

(5) 納税に関する誓約書

ア 当該申請をする個人又は法人の納税に関する誓約書

イ 法人代表者又は代理人（局との契約締結に関する権限を受任した者に限る）の納税に関する誓約書

(6) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(7) 財務諸表等（直前 1 年分又はこれに準じるもの）

ア 法人 貸借対照表，損益計算書及び利益処分に関する書類の写し

イ 個人 確定申告書又は貸借対照表の写し

(8) 次に掲げる書類で該当があるもの

ア 営業上必要とする許可，登録等を有していることを証する書類の写し

イ 認証を取得した事業所の所在地が呉市内にある場合は ISO の登録証の写し

ウ 障害者雇用状況報告書等の写し

エ 有資格者数一覧，有資格者名簿及び個人の資格者証等の写し

オ 呉市内に支店又は営業所等がある場合は，営業所等所在調書及び法人設置届等の写し

カ 代理人を選任する場合は委任状

(9) 口座振替申込書（既に提出している場合は不要）

(10) 審査結果送付用封筒（宛名記入・切手を貼付したもの）

#### 5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果，認定する場合は平成 22 年度，23 年度及び 24 年度の入札参加有資格者名簿に登録し，申請者に通知する。また，不認定の場合はその旨を通知する。

## 6 入札参加資格の有効期間等

### (1) 入札参加資格の有効期間

この告示による入札参加資格の有効期間は，認定の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし，平成 25 年 4 月 1 日以降においても平成 25 年度の当該資格の認定が行われていないときは，平成 25 年度の当該資格が認定される日まで有効とする。なお，1 に掲げる事項に該当したとき又は申請書に虚偽の事実を記載したことが判明したときは，その資格を取り消すことがある。

### (2) 変更事項の届出

入札参加資格の認定をされた者が，認定の通知を受けた後において次に掲げる記載事項に変更があったときは，入札参加資格審査申請事項変更届により，その旨を届け出なければならない。

- ア 所在地（住所）
- イ 商号又は名称
- ウ 代表者の氏名（個人の場合はその者の氏名）
- エ 代理人
- オ 電話番号及びファクシミリ番号
- カ 印鑑証明に係る印鑑又は使用印鑑
- キ 組織内容
- ク 口座番号等

## 7 随意契約についての準用

1 から 6 までの事項は，特別の場合を除き，当局が随意契約により発注する場合における当該契約の相手方となるべき者の資格について準用する。

## 8 申請書等の配布方法

- (1) 呉市水道局ホームページ（<http://www.water-kure.jp/>）に申請書等を掲載する。
- (2) 呉市水道局財務課（〒737-0811 呉市西中央 3 丁目 1 番 5 号（呉市水道局 2 階））で申請書等を配布する。

## 9 その他の事項

この告示で定めない事項については，必要に応じて管理者が定める。